



# 福岡市建築物シックハウス対策 ガイドライン

～建築物の設計・施工・管理の手引き～

福岡市

# 目 次

I	はじめに	1
II	目 的	1
III	対象施設	1
IV	取組指針	
1	設 計 時	2
	(1) 使用建材等の配慮	
	(2) 適正な換気量の確保	
	(3) 工期の設定	
	(4) 工事発注時の留意事項	
2	施 工 時	3
	(1) 材料への配慮	
	(2) 加 工	
	(3) 施工中の配慮	
3	完 成 時	4
	(1) 工事完成時のVOC（揮発性有機化合物）の室内濃度測定	
	(2) 指針値超過時の対応	
4	管理運営	5
	(1) 備品（什器）等の選定	
	(2) VOCを含む製品の使用の配慮	
	(3) 換 気	
	(4) ダニ・カビ対策	
	(5) VOCの室内濃度測定	
	(6) 施設利用者に対する情報提供	
	(7) 健康被害への対応	
V	参考資料	
1	MSDS（製品安全データシート）	7
2	空気中化学物質の室内濃度指針値	7
3	総揮発性有機化合物（TVOC）の暫定目標値	8
4	建築基準法における規制の概要	9
5	シックハウス対策に係る建築関係法令等	10
6	ホルムアルデヒド放散量の表示	11
7	住宅性能表示制度	12
8	換気的方式	13
9	ホルムアルデヒド発散建築材料	15
10	学校環境衛生基準	18
11	環境衛生管理基準に関する建築物衛生法の関連条文	21
12	福岡市化学物質の室内空気中の濃度測定要領	23
VI	問い合わせ先	27

## I はじめに

近年、新築・改築後の建築物や住宅などで、室内の空気汚染等により体調不良や不快症状を引き起こすシックハウス症候群が社会問題となっております。

シックハウス症候群は症状が多様で、症状発生の仕組みをはじめ、未解明な部分が多く、建材や家具などからの化学物質の放散量や建築物の設計、施工方法、換気などの日常の管理、化学物質などに対する感受性の個人差など、さまざまな要因が影響していると考えられています。

本市では、平成15年12月、庁内に「福岡市シックハウス対策連絡会議」を設置し、これまで、住宅におけるシックハウス対策についてのパンフレットの作成等を行ってまいりましたが、この度、多数の市民が利用する施設の設計から施工、管理までの各段階における取組指針を「福岡市建築物シックハウス対策ガイドライン」としてまとめました。

施設の利用者に安心して利用していただくとともに健康被害の発生を防止するために、このガイドラインを参考に個々の施設の状況にあったシックハウス対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

## II 目 的

建築物の設計及び管理にあたり施設の設計者、施工者及び管理者がシックハウス対策として留意すべき事項を示すことにより、市民が利用する施設における室内空気中の揮発性有機化合物（以下「VOC」\*という。）発生の低減化をすすめ、施設利用者の健康被害発生の防止を図ります。

## III 対象施設

市民が利用する建築物を対象とします。

### ■ 多数が利用する施設

保育所、幼稚園、学校、福祉施設、病院、宿泊施設、公衆浴場、事務所、飲食店、物販店舗、その他多数が利用する建築物

### ■ 住宅

※揮発性有機化合物（VOC）

Volatile Organic Compounds の略で、常温で空気中に揮発しやすい化学物質の総称です。

## IV 取組指針

### 1 設計時

建築物の新築，増改築，改修等に当たっては次のことに留意し設計を行います。

#### (1) 使用建材等の配慮

建築物の構造材や内外装材など，使用する建材は，VOCを放散しないか，放散量ができるだけ少ないものを選定します。

(参考資料2 空气中化学物質の室内濃度指針値 参照)

(参考資料6 ホルムアルデヒド放散量の表示 参照)

(参考資料9 ホルムアルデヒド発散建築材料 参照)

#### (2) 適正な換気量の確保

室内空気中には，日常的に使用される什器や建築材料等，様々な発生源から放散した化学物質が含まれるため，適切な換気を行うことによって，これらの化学物質の濃度を極力低減させる必要があります。

建物の居室，廊下，天井裏に機械換気や自然換気により適切な換気量を確保します。

(参考資料8 換気的方式 参照)

#### (3) 工期の設定

完成から使用開始までの間でも，VOCを放散させるために十分な養生期間が確保出来るよう，工期設定に留意します。

#### (4) 工事発注時の留意事項

使用する建材の品質や性能による選定，濃度測定の実施，測定結果による対応，引き渡し条件等を発注の際の設計図書へ明記するようにします。

建築する住宅の性能が表示される「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「住宅性能表示制度」(参考資料7 参照)を利用する方法もあります。

国土交通大臣から指定された第三者機関(評価機関)評価員が求めた性能どおりに設計や工事が進められているかどうかをチェックするものです。

評価機関に支払う手数料等が必要になります。

あらかじめ設計をしてもらう工務店などに相談して下さい。



## 2 施工時

工事施工に当たっては、次のことに留意します。

### (1) 材料への配慮

- ① 居室の仕上げに使用する材料の選定は、VOCの含有量がより少ないものを選定します。その際、材料の成分表、製品安全データシート(参考資料1 MSDS 参照)等によりVOCの含有量を確認します。
- ② 材料を保管する場所についても換気に努め、他の材料へのVOCの吸着、移動に配慮します。

### (2) 加工

- ① 木材の防腐・防蟻処理を行う場合は、工場における加圧処理を原則とし、十分に乾燥を行います。(クロルピリホス及びクレオソート油は使用しません。)

### (3) 施工中の配慮

- ① 施工中は、できるだけ長時間窓を開けるなど、通風や換気(機械換気等を含む)に努め、VOCの室内残留濃度を下げるよう留意します。  
また、施工中から工事完成までの間は、建具や造作家具等の扉、引出し等を開放し、VOCの放散を促進します。
- ② 各工種で発生したVOCが、他の製品や材料に吸着しないよう、養生方法・施工手順・保管方法等に留意します。
- ③ 増築、改修など建築物を利用しながら工事を行う場合は、区画、養生方法やVOCの放散のおそれの多い材料を施工する日程を知らせるなど、施設の管理者と協議して利用に配慮します。



### 3 完成時

#### (1) 工事完成時のVOCの室内濃度測定

室内の濃度測定については、「福岡市化学物質の室内空気中の濃度測定要領」(参考資料12 参照)に準じて行います。

測定場所は、日照が多いことやその他の理由から、VOCの室内濃度が相対的に高いと見込まれる場所を1カ所以上選びます。

測定するVOCの項目

検査項目	指針値
ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08 ppm) 以下
トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07 ppm) "
キシレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05 ppm) "
エチルベンゼン	3,800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88 ppm) "
スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05 ppm) "

#### (2) 指針値超過時の対応

- ① 濃度の分析の結果、VOCの室内濃度が指針値を超過した場合は、原則として使用を中止し、発生原因の究明、汚染物質の発生を低減するため原因物質の除去などの適切な措置を講じます。
- ② 更に通風、換気(機械換気等を含む。)を行い、VOCの放散を促進させます。再測定により指針値以下であることを確認してから備品(配管取付け工事を要するものを除く。)を搬入します。

.....

#### ※測定が実施可能な検査機関

(財)住宅リフォーム・住宅紛争処理支援センターのウェブサイト (<http://www.chord.or.jp/>)の情報提供欄で「室内空気中の化学物質の測定が実施できる分析機関一覧表」として掲載されています。

なお、アセトアルデヒドについては、住宅性能表示制度における測定対象外となっていることから測定対象外としています。

#### ※建築物衛生法による規制 (参考資料11 参照)

建築物衛生法に基づく特定建築物においては、新築・増築、大規模の修繕後等の、直近の6月1日から9月30日までの間にホルムアルデヒドを測定することが義務づけられています。

特定建築物とは、特定用途(興行場、百貨店、集会所、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、旅館等)の延床面積が3,000 $\text{m}^2$ 以上(学校の場合は8,000 $\text{m}^2$ 以上)の建築物をいいます。

## 4 管理運営

### (1) 備品(什器)等の選定

施設管理者は、新たに家具や机、いすなどの備品(什器)を購入するときは、VOCの放散量が少ないものを選定します。

### (2) VOCを含む製品の使用の配慮

殺虫剤、床ワックス、トイレの芳香・消臭剤等の薬剤や日用品を使用する場合、厚生労働省がシックハウス症候群の原因物質として室内濃度指針値を定めた物質を含むものは、使用しないようにします。

殺虫剤や床ワックスを使用する作業は、長期休業中や休館日等、利用者がいない時間帯に実施するよう計画し、作業中及び作業終了後は十分に換気を行います。

### (3) 換気 (参考資料8 換気的方式 参照)

施設管理者は、施設の使用にあたり、換気の実施によりVOCの室内濃度の低減に努めます。特に、長期休暇後や休館日後、また倉庫等の普段常在しない部屋については、VOCの室内濃度が高くなっていることが予想されるので、使用前・入室前に十分な換気を行い、室内濃度の低減に努めます。

また、塗料・接着剤・薬品を使用する場合には、VOCの室内濃度が高くなることが予想されますので、作業中の換気に配慮し、室内濃度の低減に努めます。

自然換気の場合には、空気の流れを考えて効果的な窓の開放を行います。

機械換気設備により換気を行う場合には、常時運転を行うなど十分な換気を行います。

### (4) ダニ・カビ対策

湿度が高くなり過ぎないように、除湿や換気を行います。

日頃から丁寧な清掃に努め、特に、カーペットや、休憩室等の畳等は、清掃を十分に行い、寝具については天日干しを行います。

薬剤を使用する際は、シックハウス症候群の原因物質を含まないものを選び、またその使用方法に注意し、適切に行います。

### (5) VOCの室内濃度測定

使用開始後初めて訪れる夏や什器の大幅入れ替えを行ったときは、VOCの室内濃度測定を行い、指針値を超えていないことを確認します。

(6) 施設利用者に対する情報提供

施設管理者は、施設を安心して利用していただくために、施設利用者に対し、シックハウス症候群対策に係る取組やVOCの室内濃度測定結果などの情報を提供します。

(7) 健康被害への対応

施設管理者は、施設利用者から化学物質によると思われる健康被害について相談を受けた場合は、原因調査を行うとともに医療機関の受診を勧めます。



## V 参考資料

### 1 MSDS

MSDS(Material Safety Data Sheet)とは、化学物質及びそれらを含む製品(化学物質等)の物理的・化学的性状、危険有害性、取扱上の注意等に関する情報を記載した製品安全データシート(化学物質等安全データシートともいいます。)のことです。

平成11年7月に公布、平成13年1月に施行された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(略称「化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)」)において、政令で指定された化学物質等(指定化学物質等)を取り扱う事業者(指定化学物質等取扱事業者)には、人の健康や環境への影響の未然防止のため、化学物質等を適切に管理する社会的責任があることから、指定化学物質等を他の事業者に譲渡・提供するときは、その相手方に対してMSDSを提供することが義務付けられました。

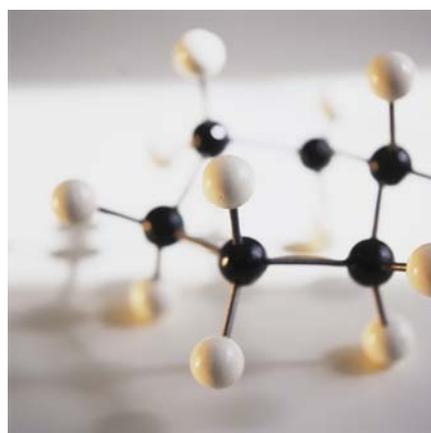
### 2 空气中化学物質の室内濃度指針値

厚生労働省では、下表「室内濃度指針値と発生源の例」のとおり13種の化学物質に関する室内濃度指針値を定めています(平成31年1月現在)。

これらは、現状において入手可能な科学的知見に基づき、人が指針値以下の暴露を一生受けたとしても健康への有害な影響を受けないであろうとの判断により設定されたものです。

指針値は「重量濃度( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )」で定められておりますが、空气中の濃度の単位としては、「体積濃度(ppm)」が一般的に用いられることから、その換算値もあわせて示しています。なお、重量濃度から体積濃度への換算は気温によって値が変わることから気温が25℃のときの体積濃度を示しています。

表中の右欄にはこれらの化学物質の発生源と考えられる主な建材等の例を示しています。



## 室内濃度指針値と発生源の例

	化学物質名	濃度指針値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	気中濃度 25°C換算 (ppm)	発生源の例
1	ホルムアルデヒド	100	0.08	合板, パーティクルボード, 接着剤等
2	アセトアルデヒド	48	0.03	木材等
3	トルエン	260	0.07	接着剤, 塗料等
4	キシレン	200	0.05	接着剤, 塗料等
5	エチルベンゼン	3,800	0.88	接着剤, 塗料等
6	スチレン	220	0.05	ポリスチレン樹脂等を使用した断熱材等
7	パラジクロロベンゼン	240	0.04	衣類の防虫剤, トイレの芳香剤等
8	テトラデカン	330	0.04	灯油, 塗料等
9	クロルピリホス	1 ----- 小児 (0.1)	0.00007 ----- (0.000007)	防蟻剤
10	フェノブカルブ	33	0.0038	防蟻剤
11	ダイアジノン	0.29	0.00002	殺虫剤
12	フタル酸ジ-n-ブチル	17	0.0015	塗料, 接着剤等の可塑剤
13	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	100	0.0063	壁紙, 床材等の可塑剤

### 関連通知

- ・ 室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について  
(平成12年6月30日生衛発第1093号 厚生省生活衛生局長通知)
- ・ 室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び総揮発性有機化合物の室内濃度暫定目標値等について  
(平成12年12月22日生衛発第1852号 厚生省生活衛生局長通知)
- ・ 室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法等について  
(平成13年7月25日医薬発第828号 厚生労働省医薬局長通知)
- ・ 室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法等について  
(平成14年2月7日医薬発第0207002号 厚生労働省医薬局長通知)
- ・ 室内空气中化学物質の室内濃度指針値について  
(平成31年1月17日薬生発0117第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)

### 3 総揮発性有機化合物 (TVOC) の暫定目標値

厚生労働省は、複数の化学物質の混合物の濃度として「総揮発性有機化合物 (TVOC)」の暫定目標値を「 $400 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 」と定めています(平成12年12月22日)。

この値は、国内の家屋における、室内空气中の揮発性有機化合物 (VOC) 濃度の実態調査の結果をもとに、合理的に達成可能な限り低い範囲で設定された値であり、健康への影響という視点から算出されたものではありませんが、室内空気質の状態の目安として定められたものです。室内空气中の揮発性有機化合物を全体として低減化させるための補完的な指標として、参考にすべき値といえます。

## 4 建築基準法における規制の概要

建築基準法による規制は、大きく「ホルムアルデヒド対策」と「クロルピリホス対策」に区分できます。

### ■ホルムアルデヒド対策

ホルムアルデヒドについて次に示す(1)～(3)の3つの対策をすべて行う必要があります。

#### (1)内装仕上げの制限

内装仕上げに使用するホルムアルデヒドを発散する建材の面積を一定以下に抑える必要があります。

#### (2)換気設備設置の義務付け

ホルムアルデヒドを発散する建材を使用しない場合でも、家具からの発散があるため、原則として全ての建築物に機械換気設備の設置が義務づけられました。例えば住宅の場合、換気回数0.5回／時間以上の機械換気設備(24時間換気システムなど)の設置が必要です。

#### (3)天井裏等の制限

天井裏等から居室へのホルムアルデヒドの流入を防ぐため、次に示す3つの方法のうち、いずれか1つの措置を講じる必要があります。

- ①天井裏等にF☆☆☆☆またはF☆☆☆の建材を用いる。
- ②天井裏等と居室との間を気密材等で密閉し空気の流れを遮断する。
- ③天井裏等に換気設備を設ける(居室の空気圧が当該天井裏等の空気圧以上となる換気設備を設けている場合を除く。)

### ■クロルピリホス対策

クロルピリホスを含む建築材料の使用は禁止されています。

## 5 シックハウス対策に係る建築関係法令等

関係法令 平成15年7月1日施行

- ・ 居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置  
（建築基準法第28条の2）
- ・ 居室内において衛生上の支障を生ずるおそれがある物質  
（建築基準法施行令第20条の5）
- ・ 居室を有する建築物の建築材料についてのクロルピリホスに関する技術的基準  
（建築基準法施行令第20条の6）
- ・ 居室を有する建築物の建築材料についてのホルムアルデヒドに関する技術的基準  
（建築基準法施行令第20条の7）
- ・ 居室を有する建築物の換気設備についてのホルムアルデヒドに関する技術的基準  
（建築基準法施行令第20条の8）
- ・ 居室を有する建築物のホルムアルデヒドに関する技術的基準の特例  
（建築基準法施行令第20条の9）
- ・ クロルピリホスを発散するおそれがない建築材料を定める件  
（平成14年国土交通省告示第1112号）
- ・ 第一種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件  
（平成14年国土交通省告示第1113号）
- ・ 第二種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件  
（平成14年国土交通省告示第1114号）
- ・ 第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件  
（平成14年国土交通省告示第1115号）
- ・ ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる居室の構造方法を定める件  
（平成15年国土交通省告示第273号）
- ・ ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる換気設備の構造方法を定める件  
（平成15年国土交通省告示第274号）

## 6 ホルムアルデヒド放出量の表示

シックハウス対策のため建築基準法が改正され、平成15年に施行されました。この改正で、ホルムアルデヒドを放散する建築材料に係る使用制限等の技術的基準が定められ、建築材料の日本工業規格（JIS：繊維ボード・壁紙・接着剤・塗料・断熱材など）及び日本農林規格（JAS：フローリング・合板・集成材など）についても、ホルムアルデヒド放出量の等級の基準値及び表記方法が変更されました。夏季において表面積1㎡につき毎時0.005mg以下の放出量に抑えている建材をF☆☆☆☆（エフフォースター）と定めています。☆印の数が1個から4個の4段階で、数が多いほど放出量が少ないことを表します。表記のFはホルムアルデヒド（formaldehyde）の頭文字です。

### JIS, JAS, その他事業団体等による表示例

■JIS表示記号の例



- ・日本工業規格番号
- ・日本工業規格による種類
- ・認定番号
- ・製造年月
- ・製造業者名
- ・ホルムアルデヒド放出等級

F☆☆☆☆

■JAS表示記号の例



品名	複合1種フローリング
用途	根太張り用
材料名	合板
ホルムアルデヒド放出量	F☆☆☆☆
化粧加工の方法	天然木化粧
摩耗試験の方法	摩耗A試験合格
寸法	厚さ 12.0mm 幅 303mm 長さ 1818mm
入り数	6枚
製造者:	〇〇(株)工場

■事業者団体による表示の例

(社)日本塗料工業会登録	
登録番号	〇〇〇
ホルムアルデヒド放出等級	F☆☆☆☆
問い合わせ先	<a href="http://www.toryo.or.jp">http://www.toryo.or.jp</a>

(製造者名称, ロット番号はラベル表示)

日本接着剤工業会登録  
登録番号: JAIA-〇〇〇  
放出量区分: F☆☆☆☆  
製造者名: 〇〇〇(株)  
問い合わせ先:  
<http://www.jaia.gr.jp>  
ロット番号



■住宅部品表示ガイドラインに基づく記載例

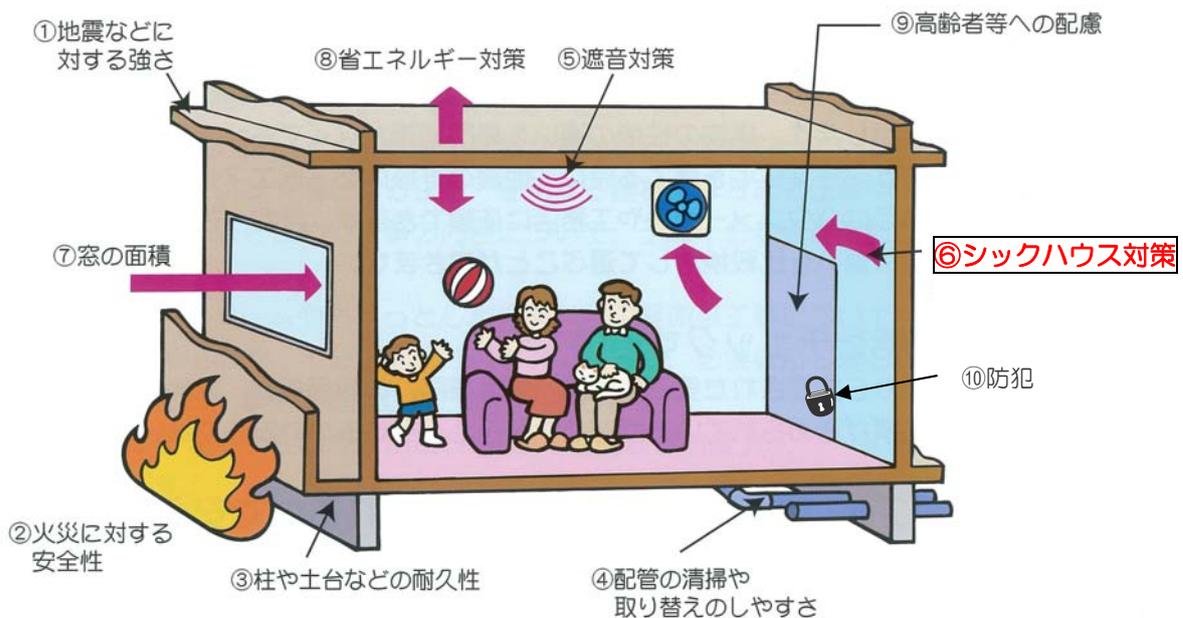
- 商品名 : 〇〇〇収納
- 〇〇株式会社
- F☆☆☆☆ (下地部分 F☆☆☆☆)
- 住宅部品表示ガイドラインによる
- ロット番号, 製造年月日など
- | 内装仕上部分             |       | 下地部分               |       |
|--------------------|-------|--------------------|-------|
| ホルムアルデヒド<br>発散建築材料 | 発散区分  | ホルムアルデヒド<br>発散建築材料 | 発散区分  |
| PB                 | F☆☆☆☆ | PB                 | F☆☆☆☆ |
| MDF                | F☆☆☆☆ | 接着剤                | F☆☆☆☆ |
| 合板                 | F☆☆☆☆ |                    |       |
| 接着剤                | F☆☆☆☆ |                    |       |
- 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇(電話番号など)

## 7 住宅性能表示制度

この制度は「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく制度で、住宅の性能（構造体力、省エネルギー性、シックハウス対策などの10分野）に関する表示の適正化を図るための共通ルール（表示の方法、評価の方法の基準）を設け、消費者による住宅の性能の相互比較を可能にするものです。

シックハウス対策の分野では、住宅が完成した時の室内の化学物質の量や、有害な物質を発生させない材料の選定、健康に影響を及ぼす空気を家の中に溜めないための換気対策を評価します。

### ■住宅性能表示のイメージ(10分野)



詳しくは、財団法人福岡県建築住宅センターへお問い合わせください。

(財)福岡県建築住宅センター

〒810-0001 福岡市中央区天神1丁目1の1 アクロス福岡東オフィスビル3階  
電話:092-713-1496

## 8 換気的方式

### (1) 機械換気

換気扇などの機械換気設備が備えられている居室では、換気設備を適切に運転させることにより、十分な換気量が確保されます。

このため、各居室に設置された換気設備の種類、使用方法を理解し、正しく運転させることが必要です。その他にも適切に換気を行うための留意事項として、次のようなことが挙げられます。

ア 夜間など、居室を使用していない期間にも換気設備を運転することが必要です。(24時間換気)

イ 換気設備は、適正な換気能力が確保されるように、フィルターの清掃等の定期的なメンテナンスを行います。

#### [機械換気的方式]

##### ① 第1種機械換気設備

給気ファン、排気ファンの両方が設置されるため、室内の圧力を自由にコントロールする事ができます。居室単体で換気システムを完結したい場合に用いられます。

##### ② 第2種機械換気設備

給気ファンが設置されるため、室内の圧力が正圧に保たれます(他の部屋より高い圧力になります。)。従って、室内の空気を清浄に保ちたい居室に用いられます。

##### ③ 第3種機械換気設備

排気ファンが設置されるため、室内の圧力が負圧に保たれます(他の部屋より低い圧力になります。)。汚染物質が発生しやすい部屋で用いられることが多い方式です。

## (2) 自然換気

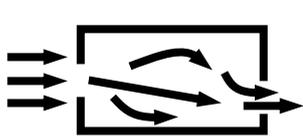
窓等を開放し、通風による自然換気を効果的に行うため、次の事項に留意します。

ア 窓等を2ヶ所以上開放し、室内に空気の通り道を作ります。

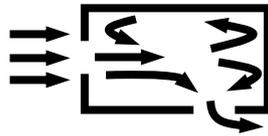
- ・風上と風下の両方を開放すると、最も有効です(A)。
- ・両方を開放することが難しい場合は、風上と側面の開放が有効です(B, C)。
- ・風上だけの開放だと、部屋全体の換気効果は低くなります(D)。
- ・風下だけの開放では、換気はほとんど期待できません(E)。

イ 居室にある換気用の小窓、ガラリ、換気口を有効に利用します。

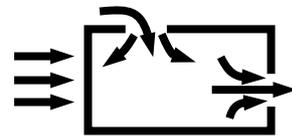
- ・什器や掲示物でふさいでしまわないよう注意します。



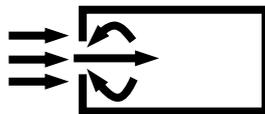
A 最も有効である



B 有効である



C 風下の負圧による吹き出しにより、やや有効である



D 窓付近は吹き込みによる気流で換気されるが、部屋内部は難しい



E 通風は期待できない

## 9 ホルムアルデヒド発散建築材料

区分	各種のホルムアルデヒド発散建築材料(みなし認定を含む。)			
	第一種	第二種	第三種	規制対象外
①合板	・合板 ※右各欄に掲げるものを除く。	・F☆☆(JAS) ・大臣認定	・F☆☆☆(JAS) ・大臣認定	・F☆☆☆☆(JAS) ・非ホルムアルデヒド系接着剤使用(JAS)等 ・大臣認定
②木質系フローリング	・木質系フローリング (縦継ぎした単層フローリング等を除く。) ※右各欄に掲げるものを除く。	・F☆☆(JAS) ・大臣認定	・F☆☆☆(JAS) ・大臣認定	・F☆☆☆☆(JAS) ・接着剤等不使用(JAS)等 ・大臣認定
③構造用パネル	・構造用パネル ※右各欄に掲げるものを除く。	・F☆☆(JAS) ・大臣認定	・F☆☆☆(JAS) ・大臣認定	・F☆☆☆☆(JAS) ・非ホルムアルデヒド系接着剤使用(JAS)等 ・大臣認定
④集成材	・集成材 ※右各欄に掲げるものを除く。	・F☆☆(JAS) ・大臣認定	・F☆☆☆(JAS) ・大臣認定	・F☆☆☆☆(JAS) ・非ホルムアルデヒド系接着剤使用(JAS)等 ・大臣認定
⑤単板積層材(LVL)	・単板積層材 ※右各欄に掲げるものを除く。	・F☆☆(JAS) ・大臣認定	・F☆☆☆(JAS) ・大臣認定	・F☆☆☆☆(JAS) ・非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用(JAS) ・大臣認定
⑥MDF	・MDF ※右各欄に掲げるものを除く。	・F☆☆(JIS) ・大臣認定	・F☆☆☆(JIS) ・大臣認定	・F☆☆☆☆(JIS) ・大臣認定
⑦パーティクルボード	・パーティクルボード ※右各欄に掲げるものを除く。	・F☆☆(JIS) ・大臣認定	・F☆☆☆(JIS) ・大臣認定	・F☆☆☆☆(JIS) ・大臣認定
⑧その他の木質建材	・木材のひき板、単板又は小片 その他これらに類するものをユリア樹脂等を用いた接着剤により面的に接着し、板状に成型したもの ※右各欄に掲げるものを除く。	・大臣認定	・大臣認定	・大臣認定
⑨ユリア樹脂板	・ユリア樹脂板 ※右各欄に掲げるものを除く。	・大臣認定	・大臣認定	・大臣認定
⑩壁紙	・壁紙 ※右各欄に掲げるものを除く。	・大臣認定	・大臣認定	・F☆☆☆☆(JIS) ・大臣認定

区分	各種のホルムアルデヒド発散建築材料(みなし認定を含む。)			
	第一種	第二種	第三種	規制対象外
⑪接着剤 (現場施工, 工場での 二次加工とも)	・壁紙施工用でん粉系接着剤 ※右各欄に掲げるものを除く。	・大臣認定	・大臣認定	・F☆☆☆☆(JIS) ・大臣認定
	・ホルムアルデヒド水溶液を用いた建具用でん粉系接着剤 ※右各欄に掲げるものを除く。	・大臣認定	・大臣認定	・F☆☆☆☆(JIS) ・大臣認定
	・ユリア樹脂等(ユリア樹脂, メラミン樹脂, フェノール樹脂, レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤 ※右各欄に掲げるものを除く。	・大臣認定	・大臣認定	・大臣認定
⑫保温材	・ロックウール保温板 ・ロックウールフェルト ・ロックウール保温帯 ・ロックウール保温筒 ・グラスウール保温板 ・グラスウール波形保温板 ・グラスウール保温帯 ・グラスウール保温筒 ※右各欄に掲げるものを除く。	・F☆☆(JIS) ・大臣認定	・F☆☆☆(JIS) ・大臣認定	・F☆☆☆☆(JIS) ・大臣認定
	・フェノール樹脂系保温剤 ※右各欄に掲げるものを除く。	・大臣認定	・F☆☆☆(JIS) ・大臣認定	・F☆☆☆☆(JIS) ・大臣認定
⑬緩衝材	・浮き床用グラスウール緩衝材 ・浮き床用ロックウール緩衝材 ※右各欄に掲げるものを除く。	・大臣認定	・大臣認定	・大臣認定
⑭断熱材	・ロックウール断熱材 ・グラスウール断熱材 ・吸込み用グラスウール断熱材 ※右各欄に掲げるものを除く。	・大臣認定	・F☆☆☆(JIS) ・大臣認定	・F☆☆☆☆(JIS) ・大臣認定
	・ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材 ※右各欄に掲げるものを除く。	・大臣認定	・大臣認定	・大臣認定

区分	各種のホルムアルデヒド発散建築材料(みなし認定を含む。)			
	第一種	第二種	第三種	規制対象外
⑮塗料 (現場施工)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルミニウムペイント</li> <li>・油性調合ペイント</li> <li>・合成樹脂調合ペイント</li> <li>・フタル酸樹脂ワニス</li> <li>・フタル酸樹脂エナメル</li> <li>・油性系下地塗料</li> <li>・一般用さび止めペイント</li> <li>・多彩模様塗料</li> <li>・家庭用屋内木床塗料</li> <li>・家庭用木部金属部塗料</li> <li>・建物用床塗料</li> </ul> (いずれも、ユリア樹脂等を用いたものに限る。) ※右各欄に掲げるものを除く。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・F☆☆(JIS)</li> <li>・大臣認定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・F☆☆☆(JIS)</li> <li>・大臣認定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・F☆☆☆☆(JIS)</li> <li>・大臣認定</li> </ul>
⑯仕上塗材 (現場施工)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内装合成樹脂エマルション系薄付け仕上塗材</li> <li>・内装合成樹脂エマルション系厚付け仕上塗材</li> <li>・軽量骨材仕上塗材</li> <li>・合成樹脂エマルション系複層仕上塗材</li> <li>・防水形合成樹脂エマルション系複層仕上塗材</li> </ul> (いずれも、ユリア樹脂等を用いたものに限る。) ※右各欄に掲げるものを除く。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大臣認定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大臣認定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・F☆☆☆☆(JIS)</li> <li>・大臣認定</li> </ul>
⑰接着剤 (現場施工)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酢酸ビニル樹脂系溶剤形接着剤</li> <li>・ゴム系溶剤形接着剤</li> <li>・ビニル共重合樹脂系溶剤形接着剤</li> <li>・再生ゴム系溶剤形接着剤</li> </ul> (いずれも、ユリア樹脂等を用いたものに限る。) ※右各欄に掲げるものを除く。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・F☆☆(JIS)</li> <li>・大臣認定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・F☆☆☆(JIS)</li> <li>・大臣認定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・F☆☆☆☆(JIS)</li> <li>・大臣認定</li> </ul>

## 10 学校環境衛生基準

平成21年4月1日 施行

平成30年3月30日 改正

### 目 的

この基準は、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく環境衛生検査、事後措置及び日常における環境衛生管理等を適切に行い、学校環境衛生の維持・改善を図ることを目的とする。

### 第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準(抜粋)

1 教室等の環境(換気, 保温, 採光, 照明, 騒音等の環境をいう。以下同じ。)に係る学校環境衛生基準は次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目		基準
換気及び保温等	(1)換気	換気の基準として、二酸化炭素は、1500ppm以下であることが望ましい。
	(2)温度	17℃以上、28℃以下であることが望ましい。
	(3)相対湿度	30%以上、80%以下であることが望ましい。
	(4)浮遊粉じん	0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
	(5)気流	0.5m/秒以下であることが望ましい。
	(6)一酸化炭素	10ppm以下であること。
	(7)二酸化窒素	0.06ppm以下であることが望ましい。
	(8)揮発性有機化合物	
	ア.ホルムアルデヒド	100µg/m <sup>3</sup> 以下であること。
	イ.トルエン	260µg/m <sup>3</sup> 以下であること。
	ウ.キシレン	870µg/m <sup>3</sup> 以下であること。
エ.パラジクロロベンゼン	240µg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
オ.エチルベンゼン	3800µg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
カ.スチレン	220µg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
(9)ダニ又はダニアレルゲン	100匹/m <sup>3</sup> 以下又はこれと同等のアレルゲン量以下であること。	

- 2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)～(7)については、毎学年2回、検査項目(8)及び(9)については、毎学年1回定期的に検査を行うものとする。

検査項目		方法
換気及び保温等	(1)換気	二酸化炭素は、検知管法により測定する。
	(2)温度	アスマン通風乾湿計を用いて測定する。
	(3)相対湿度	アスマン通風乾湿計を用いて測定する。
	(4)浮遊粉じん	相対沈降経10 $\mu$ m以下の浮遊粉じんをろ紙に捕集し、その質量による方法(Low-Volume Air Sampler法)又は質量濃度変換係数(K)を求めて質量濃度を算出する相対濃度計を用いて測定する。
	(5)気流	カタ温度計又は微風速計を用いて測定する。
	(6)一酸化炭素	検知管法により測定する。
	(7)二酸化窒素	ザルツマン法により測定する。
	(8)揮発性有機化合物	揮発性有機化合物の採取は、教室等内の温度が高い時期に行い、吸引方式では30分間で2回以上、拡散方式では8時間以上行う。
	ア.ホルムアルデヒド	ジニトロフェニルヒドラジン誘導体固相吸着/溶媒抽出法により採取し、高速液体クロマトグラフ法により測定する。
	イ.トルエン	固相吸着/溶媒抽出法、固相吸着/加熱脱着法、容器採取法のいずれかの方法により採取し、ガスクロマトグラフ-質量分析法により測定する。
	ウ.キシレン	
	エ.パラジクロロベンゼン	
オ.エチルベンゼン		
カ.スチレン		
(9)ダニ又はダニアレルゲン	温度及び湿度が高い時期に、ダニの発生しやすい場所において1 $\text{m}^2$ を電気掃除機で1分間吸引し、ダニを捕集する。捕集したダニは、顕微鏡で計数するか、アレルゲンを抽出し、酵素免疫測定法によりアレルゲン量を測定する。	
備考		
<p>一 検査項目(1)～(7)については、学校の授業中等に、各階1以上の教室等を選び、適当な場所1か所以上の机上の高さにおいて検査を行う。</p> <p>検査項目(4)及び(5)については、空気の温度、湿度又は流量を調整する設備を使用している教室等以外の教室等においては、必要と認める場合に検査を行う。</p> <p>検査項目(6)及び(7)については、教室等において燃焼器具を使用していない場合に限り、検査を省略することができる。</p> <p>二 検査項目(8)については、普通教室、音楽室、図工室、コンピューター教室、体育館等必要と認める教室について検査を行う。</p> <p>検査項目(8)ウ～カについては、必要と認める場合に検査を行う。</p> <p>検査項目(8)については、児童生徒等がいない教室等において、30分以上換気の後5時間以上密閉してから採取し、ホルムアルデヒドにあつては高速液体クロマトグラフ法により、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレンにあつてはガスクロマトグラフ-質量分析法により測定した場合に限り、その結果が著しく基準値を下回る場合には、以後教室等の環境に変化が認められない限り、次回からの検査を省略することができる。</p> <p>三 検査項目(9)については、保健室の寝具、カーペット敷の教室等において検査を行う。</p>		

## 第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準

- 1 学校環境衛生の維持を図るため、第1から第4に掲げる検査項目の定期的な環境衛生検査等のほか、次表の左欄に掲げる検査項目について、同表の右欄の基準のとおり、毎授業日に点検を行うものとする。

検査項目		基準
教室等の空気	(1)換気	(ア) 外部から教室に入ったとき、不快な刺激や臭気がないこと。 (イ) 換気が適切に行われていること。
	(2)温度	17℃以上、28℃以下であることが望ましい。

## 第6 雑則

- 1 学校においては、次のような場合、必要があるときは、臨時に必要な検査を行うものとする。
- (1) 感染症又は食中毒の発生のおそれがあり、また、発生したとき。
  - (2) 風水害等により環境が不潔になり又は汚染され、感染症の発生のおそれがあるとき。
  - (3) 新築、改築、改修等及び机、いす、コンピュータ等新たな学校用備品の搬入等により揮発性有機化合物の発生のおそれがあるとき。
  - (4) その他必要なとき。
- 2 臨時に行う検査は、定期に行う検査に準じた方法で行うものとする。
- 3 定期及び臨時に行う検査の結果に関する記録は、検査の日から5年間保存するものとする。また、毎授業日に行う点検の結果は記録するよう努めるとともに、その記録を点検日から3年間保存するよう努めるものとする。
- 4 検査に必要な施設・設備等の図面等の書類は、必要に応じて閲覧できるように保存するものとする。

## 1 1 環境衛生管理基準に関する建築物衛生法の関連条文

### ■建築物における衛生的環境の確保に関する法律

(建築物環境衛生管理基準)

第四条 特定建築物の所有者，占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものは，政令で定める基準（以下「建築物環境衛生管理基準」という。）に従って当該特定建築物の維持管理をしなければならない。

2 建築物環境衛生管理基準は，空気環境の調整，給水及び排水の管理，清掃，ねずみ，昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について定めるものとする。

3 特定建築物以外の建築物で多数の者が使用し，又は利用するものの所有者，占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するものは，建築物環境衛生管理基準に従って当該建築物の維持管理をするように努めなければならない。

### ■建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令

(建築物環境衛生管理基準)

第二条 法第四条第一項の政令で定める基準は，次のとおりとする。

一 空気環境の調整は，次に掲げるところによること。

イ 空気調和設備（空気を浄化し，その温度，湿度及び流量を調節して供給（排出を含む。以下この号において同じ。）をすることができる設備をいう。二において同じ。）を設けている場合は，厚生労働省令で定めるところにより，居室における次の表の各号の上欄に掲げる事項がおおむね当該各号の下欄に掲げる基準に適合するように空気を浄化し，その温度，湿度又は流量を調節して供給をすること。

一 浮遊粉じんの量	空気1㎡につき0.15mg以下
二 一酸化炭素の含有率	100万分の10(厚生労働省令で定める特別の事情がある建築物にあつては，厚生労働省令で定める数値)以下
三 二酸化炭素の含有率	100万分の1,000以下
四 温度	一 17度以上28度以下 二 居室における温度を外気の温度より低くする場合は，厚生労働省令で定めるところにより，その差を著しくしないこと。
五 相対湿度	40パーセント以上70パーセント以下
六 気流	0.5m/秒以下
七 ホルムアルデヒドの量	空気1㎡につき0.1mg以下

ロ 機械換気設備（空気を浄化し，その流量を調節して供給をすることができる設備をいう。）を設けている場合は，厚生労働省令で定めるところにより，居室におけるイの表の第一号から第三号まで，第六号及び第七号の上欄に掲げる事項がおおむね当該各号の下欄に掲げる基準に適合するように空気を浄化し，その流量を調節して供給をすること。

ハ イの表の各号の下欄に掲げる基準を適用する場合における当該各号の上欄に掲げる事項についての測定の方法は，厚生労働省令で定めるところによること。

ニ 空気調和設備を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、病原体によつて居室の内部の空気が汚染されることを防止するための措置を講ずること。

■建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則

(空気環境の測定方法)

第三条の二 令第二条第一号ハの規定による測定の方法は、次の各号の定めるところによる。

一 当該特定建築物の通常の使用時間中に、各階ごとに、居室の中央部の床上75センチメートル以上150センチメートル以下の位置において、次の表の各号の上欄に掲げる事項について当該各号の下欄に掲げる測定器(次の表の第二号から第六号までの下欄に掲げる測定器についてはこれと同程度以上の性能を有する測定器を含む。)を用いて行うこと。

一 浮遊粉じんの量	グラスファイバーろ紙(0.3 $\mu$ mのステアリン酸粒子を99.9パーセント以上捕集する性能を有するものに限る。)を装着して相対沈降径がおおむね10 $\mu$ m以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器
二 一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器
三 二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検定器
四 温度	0.5度目盛の温度計
五 相対湿度	0.5度目盛の乾湿球湿度計
六 気流	0.2m/秒以上の気流を測定することができる風速計
七 ホルムアルデヒドの量	2,4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集—高速液体クロマトグラフ法により測定する機器、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1,2,4-トリアゾール法により測定する機器又は厚生労働大臣が別に指定する測定器

二 令第二条第一号イの表の第一号から第三号までの上欄に掲げる事項について、当該各号の下欄に掲げる数値と比較すべき数値は、一日の使用時間中の平均値とすること。

三 次に掲げる区分に従い、それぞれ次に定める事項について、二月以内ごとに一回、定期的に、測定すること。

イ 空気調和設備を設けている場合 令第二条イの表の第一号から第六号までの上欄に掲げる事項

ロ 機械換気設備を設けている場合 令第二条イの表の第一号から第三号まで及び第六号の上欄に掲げる事項

四 特定建築物の建築(建築基準法(昭和25年法律第201号)第二条第十三号に規定する建築をいう。)、大規模の修繕(同条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。))又は大規模の模様替(同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。)(以下「建築等」と総称する。)を行つたときは、当該建築等を行つた階層の居室における令第二条第一号イの表の第七号の上欄に掲げる事項について、当該建築等を完了し、その使用を開始した日以後最初に到来する測定期間(6月1日から9月30日までの期間をいう。)中に一回、測定すること。

## 1 2 福岡市化学物質の室内空気中の濃度測定要領

建築工事完成時の化学物質の濃度測定方法については、以下の方法で実施するものとし、測定値が濃度指針値を超過した場合は使用建材等を製品安全データシート(MSDS)等で確認し、明らかに業者に瑕疵があると考えられる場合は、請負業者の責任で再度測定させるものとする。

### (1) 測定物質

濃度を測定する「化学物質」は下記の5物質とする。

- ①ホルムアルデヒド
- ②トルエン
- ③キシレン
- ④エチルベンゼン
- ⑤スチレン

### (2) 測定対象室

新築、改築、内部改造工事等を行った室で、内装に合板類、フローリング等の木質系仕上げ、壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート、幅木などに接着剤を多く使用するなどホルムアルデヒド、VOCの放散の恐れのある室で、監督員の指示する室とする。

### (3) 測定位置

室内にあたっては、部屋の中央付近の少なくとも壁から1m以上離れた高さ1.2～1.5mの位置とする。

### (4) 測定及び分析方法

- 1) 測定(採取)及び分析方法は下記の方法による(パッシブ型採取器機を用いた測定法)

- ①ホルムアルデヒド
  - ・DNPH誘導体化固相吸着／溶媒抽出－高速液体クロマトグラフ法
- ②トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン
  - 下記のいずれかの方法による
    - ・固相吸着／溶媒抽出－ガスクロマトグラフ質量分析法
    - ・固相吸着／加熱脱着－ガスクロマトグラフ質量分析法
    - ・容器採取法－ガスクロマトグラフ質量分析法

- 2) 測定の準備

#### ①換気方法

試料採取にあたっては、対象室の窓、扉、建具、備え付け品の扉等の全てを開き、30分間換気する。(通常の換気)

#### ②密閉状態の確保

換気後は、外気に面した窓(小窓も含む)及び扉等の開口部を閉鎖し、5

時間以上この状態を維持させる。この場合、家具、物入れ等の備え付け品の扉は開放する。

### 3)測定の実施

5時間閉鎖した後、24時間測定を行う。なお、測定準備及び測定の間を通して、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気設備等で常時稼働させないものは停止させる。

## (5) 記録

- ①測定した室の測定時刻を記録すること。(開始時と終了時)
- ②測定した室の測定時の温度と湿度を記録すること。(開始時と終了時)
- ③天候・日照に状況を記録すること。
- ④その他、測定濃度に著しい影響を及ぼすような事項があれば記録すること。  
(たとえば、測定現場に隣接する場所で化学物質を放散する薬剤を使用した工事が行われていたなど。)

## (6) 測定器機と分析機関

(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター(<http://www.chord.or.jp/>)の「室内空气中の化学物質の測定が実施できる分析機関一覧表」等を参考にして下さい。

## (7) 指針値を上回った場合の措置

換気を繰り返し行い、放散を促した後、再度測定する。

※ 室内濃度指針値(厚生労働省)

ホルムアルデヒド	0.08 ppm
トルエン	0.07 ppm
キシレン	0.05 ppm
エチルベンゼン	0.88 ppm
スチレン	0.05 ppm

## (8) 測定結果の報告

分析機関による報告書で確認しましょう。

## (9) 費用負担

測定等の費用負担について設計図書へ特記し明確にしておきます。

## ○ 測定方法

### (1) パッシブ型採取機器による測定方法（福岡市における標準）

パッシブ型採取機器には、バッジ型のものやチューブ型のものなどがあり、長時間の測定のため安定的な測定値が得やすく、測定回数も一回で十分です。また、測定機器の取り扱いが容易であることも特徴です。

### (2) その他の測定方法（簡易法）

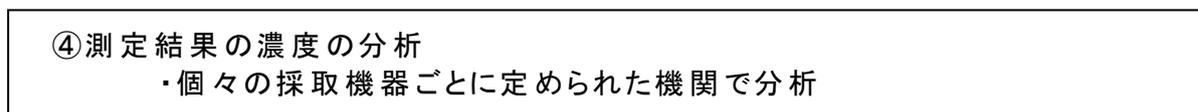
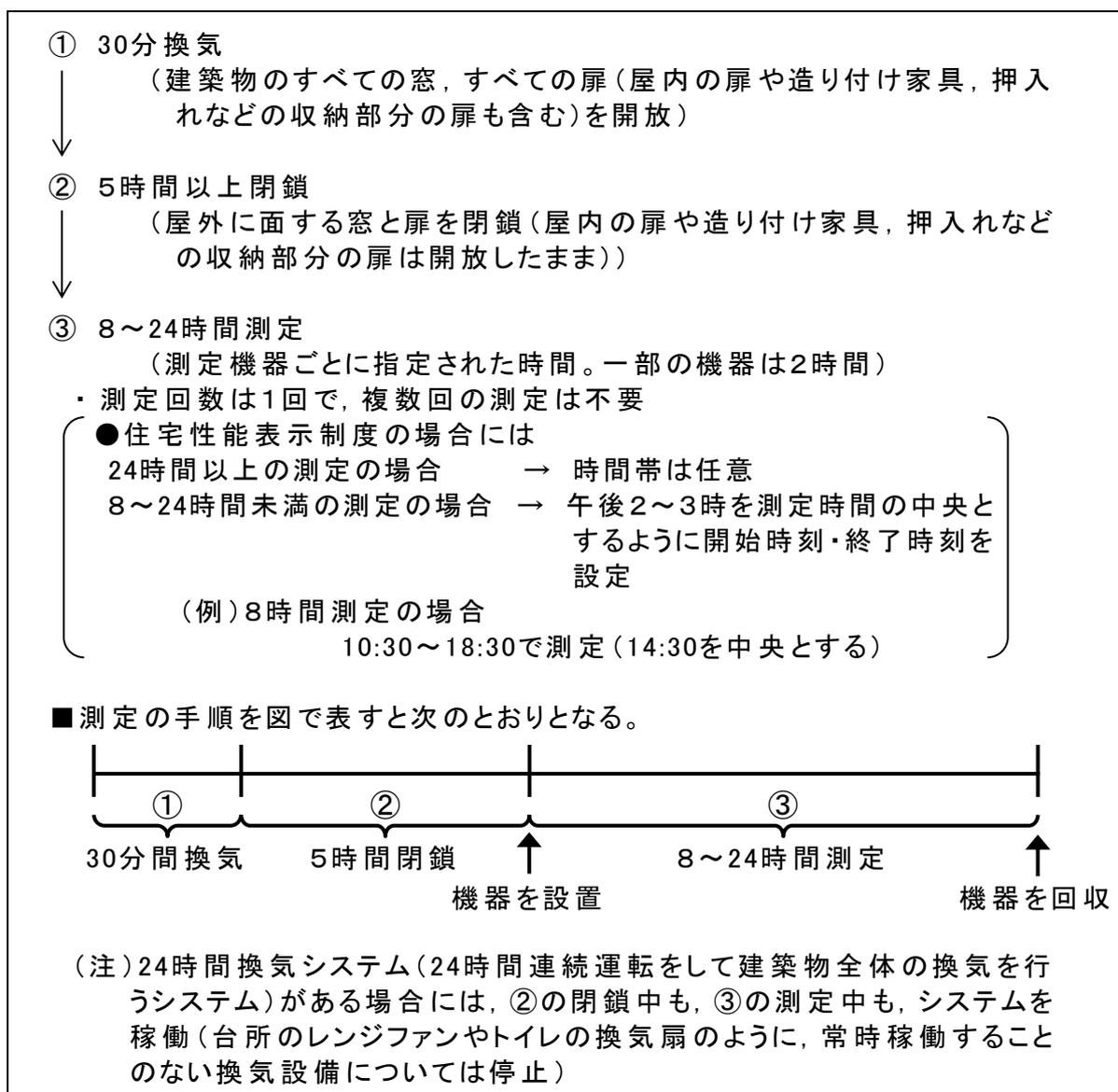
パッシブ法や標準法のほか、取り扱いが容易で、その場で測定結果が得られる機器による測定方法を「簡易法」と呼んでいます。ホルムアルデヒドの測定については、検知管方式、検知紙方式、電気化学方式などがあります。検知管方式、検知紙方式は試薬や紙の色の変化、電気化学方式は数値で読み取ります。

最近はVOC（トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン等）の測定を行うことのできるものも市販されています。

簡易法は、測定結果がすぐにわかるというメリットがある反面、機器によっては精度上の問題があること等により、安定した測定値を得ることが難しいため、その特性をよく理解した上で使用することが必要です。

なお、建築物衛生法によるホルムアルデヒドの測定方法としては、パッシブ法ないしは標準法のほか、簡易法の一部の機器の使用も認めています。

(測定フロー図)



## Ⅵ 問い合わせ先

### 建築物の設計施工に関すること

財政局技術監理部技術監理課

TEL 711-4844 FAX 733-5767

E-mail [gijutsukanri.FB@city.fukuoka.lg.jp](mailto:gijutsukanri.FB@city.fukuoka.lg.jp)

### 民間建築の建築基準法に関すること

住宅都市局建築指導部建築指導課

TEL 711-4575 FAX 733-5584

E-mail [kenchikushido.HUPB@city.fukuoka.lg.jp](mailto:kenchikushido.HUPB@city.fukuoka.lg.jp)

### 建築物の日常の衛生管理に関すること

各区保健福祉センター衛生課

東 TEL 645-1112 FAX 645-1114

E-mail [eisei.HIWO@city.fukuoka.lg.jp](mailto:eisei.HIWO@city.fukuoka.lg.jp)

博多 TEL 419-1125 FAX 434-0007

E-mail [eisei.HAWO@city.fukuoka.lg.jp](mailto:eisei.HAWO@city.fukuoka.lg.jp)

中央 TEL 761-7351 FAX 734-1690

E-mail [eisei.CWO@city.fukuoka.lg.jp](mailto:eisei.CWO@city.fukuoka.lg.jp)

南 TEL 559-5161 FAX 541-9914

E-mail [eisei.MWO@city.fukuoka.lg.jp](mailto:eisei.MWO@city.fukuoka.lg.jp)

城南 TEL 831-4219 FAX 822-5844

E-mail [eisei.JWO@city.fukuoka.lg.jp](mailto:eisei.JWO@city.fukuoka.lg.jp)

早良 TEL 851-6602 FAX 822-5733

E-mail [eisei.SWO@city.fukuoka.lg.jp](mailto:eisei.SWO@city.fukuoka.lg.jp)

西 TEL 895-7094 FAX 891-9894

E-mail [eisei.NWO@city.fukuoka.lg.jp](mailto:eisei.NWO@city.fukuoka.lg.jp)

### シックハウス全般に関する総合窓口

保健福祉局生活衛生部生活衛生課(福岡市シックハウス対策連絡会議事務局)

TEL 711-4273 FAX 733-5588

E-mail [seikatsueisei.PHWB@city.fukuoka.lg.jp](mailto:seikatsueisei.PHWB@city.fukuoka.lg.jp)

福岡市建築物シックハウス対策ガイドライン

平成21年7月(平成31年1月改訂)

発行:福岡市シックハウス対策連絡会議

(事務局:保健福祉局生活衛生部生活衛生課)

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8-1

TEL 711-4273 FAX 733-5588

E-mail [seikatsueisei.PHWB@city.fukuoka.lg.jp](mailto:seikatsueisei.PHWB@city.fukuoka.lg.jp)